

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (定期の健康診断)

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第十二章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十二章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

【解説】

- 矯正施設その他の施設については、政令に委任されている。
- 政令においては、定期の健康診断が政策上有効であると判断すべき患者発見率〇.〇二～〇.〇四％（イギリスやドイツにおいて、健康診断の有効性を測る基準として提唱された参考数値）を参酌すべき基準とし、併せて集団感染の防止という観点からも、健康診断の必要性及び有効性に照らして、その対象者が定められている（令第十二条）。
- 事業者の行う定期の健康診断の対象者は、結核菌に暴露される機会が多い職種及び必ずしも結核に感染する危険性は高くないものの、発症すれば二次感染を引き起こす危険性が高い職種として、近年多数の結核集団感染発生事例があり、初発患者が従事者であることも少なくない事業所として、旧結核予防法平成十六年法改正以前に対象とされていた事業のうちから、学校、病院等の医療機関、介護老人保健施設、社会福祉施設の従事者とし、毎年度において一回の健康診断を行うこととしている（令第十二条第一項第一号・第三項第一号）。
- 学校教育法第一条に規定する学校には、幼稚園が含まれるが、幼稚園については、在園時間が短く、集団発生の事例も近年少ないことから、健康診断の対象からは除外されている（令第十二条第一項第一号）。
- 旧結核予防法平成十六年法改正前においては、高校、高等専門学校、短大、大学、専門学校、各種学校等の生徒のうち、高校生・高等専門学校生については入学年度（有所見者に対しては高校二、三年時に追跡検査）、それ以外の者については、毎年実施されてきたところ、学校における定期の健康診断での患者発見率は非常に低迷であり、一方、高校・大学においては年間十件程度集団感染事例が発生している。BCGワクチンの効果の持続期間が一般に十五年間程度とされていることもあり、高校生以上では、生徒が初発患者となっている事例が多い。また、高校二、三年時におけるいわゆる追跡健診に置いては、患者発見は全国で数十人程度であり、追跡健診を継続することの結核予防政策上の有効性を肯定することは困難である。
- このような考え方によって、学校における定期の健康診断の対象者は、集団感染防止の観点から、高校以降の年次の者に対して、入学した年度において一回の健康診断を実施することとしている。（令第十二条第一項第二号・第三項第一号）
- 令第十二条第一項第一号の「業務に従事する者」とは、常勤、非常勤を問わず、現に反復継続して当該業務に従事している者は該当することとなる。法人の役員等、事業及び業務に責任を有する者、使用者については、現にその業務に従事している限りにおいて、本条の趣旨から「業務に従事する者」に含まれる。

○社会福祉施設における定期の健康診断での患者発見率は○.○二七%程度であるが、若年層に係る患者発見率が○.○二%近傍ないし下回り、若年層を初発患者とする集団発生事例が稀であり、施設において健康管理も行われ、発症があれば医療機関への受診等が期待できることから、その収容者（入所者）について既感染率が高い六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度に一回の健康診断を実施することとしている（令第十二条第一項第四号・第三項第一号）。

○令第十二条第一項第四号の「施設に入所している者」とは、令第十一条第二号に規定する施設に入所しているとの意味であるが、行政措置又は契約によって施設に生活の本拠を有し、日常生活の大部分を長期間にわたり送っている者に限られ、単に通所している者や当該施設で提供される他の福祉サービスを利用している者等は含まれない。

○実施義務者は、定期において健康診断を行わなければならないが、対象者に対し、通常の注意で受診が可能な健康診断の機会を付与すれば義務の履行をしたこととなり、受診をその意思及び都合により対象者が現実を受診することまでの義務を負うものではない。

（受診義務）

第五十三条の三 前条第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定により健康診断を受けべき者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者において、その者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

【解説】

○義務を担保するための行政罰等は設けられておらず、訓示的な規定である。

（通報又は報告）

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

労働安全衛生法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三 **事業者** 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の二 化学物質 元素及び化合物をいう。

四 作業環境測定 作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

（健康診断）

第六十六条 **事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。**

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

（施設）

第十一条 法第五十三条の二第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

一 刑事施設

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設

（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）

第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度
- 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度
- 三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度
- 四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

社会福祉法（抄）

（定義）

第二条

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生活困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生活困難者に対して助葬を行う事業
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 三の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 四 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業
- 五 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業
- 六 売春防止法（昭和三一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業